

## 阿倍野区4歳児訪問事業における阿倍野区絵本選定会議開催要領

### (目的)

第1条 阿倍野区4歳児訪問事業の絵本選定の適切な運用を図るため、「阿倍野区絵本選定会議」(以下「本会議」という。)を開催する。

### (構成員)

第2条 本会議の構成員は、阿倍野区役所保健子育て担当課長、阿倍野区役所保健子育て担当課長代理、阿倍野区役所保健福祉課子育て相談担当係長、阿倍野区役所保健福祉課児童虐待・DV担当係長とする。

### (役割)

第3条 本会議は、当該年度の阿倍野区4歳児訪問事業で利用する絵本の選定について決定を行う。

### (絵本の選定条件)

第4条 絵本の選定条件は以下のとおりとする。

- (1) 4歳児を対象としている。
- (2) 健康教育、保健指導に使うことができる。
- (3) 宗教的・文化的多様性に十分配慮され、差別・ハラスメントのないものとなるよう留意している。
- (4) 4歳児が持ち運び可能な大きさと重量である。

### (運営)

第5条 本会議は阿倍野区役所保健子育て担当課長が招集する。

- 2 本会議は、児童文学への理解、子どもの発達段階に関する知識を有する者が推薦した絵本を選定対象とし、構成員の合議によって1冊の絵本を選定する。
- 3 必要に応じて関係書類の持ち回りにより会議の開催に代えることができる。

### (事務)

第6条 本会議に関する事務は阿倍野区役所保健福祉課子育て支援担当が処理する。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、本会議に関し必要な事項は、阿倍野区役所保健福祉課子育て支援担当が別に定める。

### 附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正要領は令和8年4月1日から施行する。